

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 2 0 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成券電子化システム改修業務委託
案 件 の 概 要	都城市健康増進施設利用助成券システムを使用している温泉施設のうち3箇所が民営化されることに伴うシステム改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市健康増進施設利用助成券システムは、昨年度に従前の紙ベースの温泉券を磁気カードに変えることで利用者の利便性を向上させるために構築されたものである。</p> <p>本業務は温泉施設のうち3箇所が民営化されることに伴うシステム改修業務を委託するものである。</p> <p>当該システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月4日
契 約 金 額	935,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 スポーツ政策課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	2023Jリーグチーム春季キャンプ受入業務委託
案 件 の 概 要	Jリーグチーム受入れにおける会場設営業務等を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市今町7686番地1 [ 名 称 ] 有限会社三和産業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、Jリーグチームが1月中旬から2月中旬までの約1か月の期間、2チームが実施するキャンプに必要な会場の設営、管理業務及び撤去業務を一体的に行う業務である。</p> <p>管理業務については、強風時等の悪天候(以下「悪天候時」という。)の適正な対応、チーム事情による設備の配置変更等の業務であり、キャンプ期間は、キャンプ会場に常駐する必要がある、緊急時には体制を強化して対応することとなる。</p> <p>仮に、設営事業者と管理事業者が異なる場合、悪天候時の対応(設備撤収等)が必要になったときに、即座の判断・対応ができずキャンプ自体の実施が困難となるおそれがある。また、同様に事故等が発生した場合、設営事業者と管理事業者の間で事故等の責任の所在が不明確となる。</p> <p>また、チームの要望、天候等を予め予想することは困難であるため、即座に判断する事象が発生した場合、迅速に現場にて対応する必要がある、円滑な本業務の履行のために市内に事業所を有することが求められる。</p> <p>市内に事業所を有し、会場設営、管理業務及び撤去業務を一体的に履行ができるのは、上記事業者のみである。また、上記事業者は、キャンプ受入に関するノウハウを有していること及びチーム関係者からの信頼を築いているおり、効率的に業務履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月4日
契 約 金 額	2, 703, 239円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	祝吉郡元公園木製コンビネーション遊具修繕
案 件 の 概 要	祝吉郡元公園コンビネーション遊具修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸6 7 7 番地 [名 称] 株式会社 日光製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和4年度に国の基準に基づいた点検を実施した結果、経年劣化及び安全基準に満たないため、緊急的に修繕が必要と診断された施設である。</p> <p>現在、点検結果の報告を受け、直ちに使用禁止措置を行っているが、本施設は日常的な公園利用者に加え、市内の保育園、幼稚園、小学校の遠足などの団体利用が多く、使用禁止期間が長期化した場合、小学校等の学校行事を含め、多方面に影響を及ぼすことが予想される。</p> <p>本施設の設置及び定期点検業務は上記事業者が行っており、遊具設置時に独自の特殊金具を使用している。よって、金具の取替え及び再利用を含め、修繕が必要とされる箇所の把握から施工まで、スムーズな施工が見込め、使用禁止期間の短縮及び危険の除去に繋がる。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、本修繕内容の把握から施工までに時間を要し、速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がることを予想される。</p> <p>以上の理由により、本業務を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月4日
契 約 金 額	6, 6 0 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園管理用道路補足設計業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園の管理用道路整備に伴う補足設計業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市都北町5511番地2 [ 名 称 ] 株式会社 八光開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>関之尾公園の第2駐車場からの管理用道路については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在の管理用道路を拡幅し、公園内の維持管理や災害対応での作業車両等が容易に通行できるように整備するものである。</p> <p>本業務はその整備を行うにあたり、当該施設予定地と接続している県道との接続に係る部分の設計業務を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、令和5年度当初から関之尾公園リニューアル事業により周辺の施設整備や遊歩道等の整備が着工となるため、それまでに完了させる必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は管理用道路の測量及び設計業務を受託した事業者であるため、現場を熟知しており、管理用道路を整備するエリアのデータを保有していることから、当該設計業務において、効率的な業務の履行による期間短縮及び経費の削減を図ることができるとともに、的確な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務の適正かつ確実な履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月6日
契 約 金 額	825,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	青井岳荘サウナ室天井張替及び換気機器取替修繕
案 件 の 概 要	青井岳荘サウナ室の天井張替及び換気機器の取替修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [ 名 称 ] 川幸産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>青井岳荘サウナ室については、換気不良により天井内に大量の結露が発生し、天井が下がってきているため、換気システムの取替と天井の張替が必要である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、精確かつ確実な施工が求められる。</p> <p>この点、上記事業所は、青井岳荘の温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月6日
契 約 金 額	3, 113, 110円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾滝展望スペース地質調査業務委託
案 件 の 概 要	関之尾滝展望スペースの地質調査業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市都北町5511番地2 [ 名 称 ] 株式会社 八光開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>関之尾公園の滝展望スペースについては、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在の遊歩道よりも滝に近い場所に滝を眺望するスペースを整備し、関之尾滝をより体感でき、観光客が自然の中でリラックスできる場所を創るために整備するものである。</p> <p>本業務はその整備を行うにあたり、当該施設予定地の地質調査を行う業務を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、令和5年度当初から関之尾公園リニューアル事業により周辺の施設整備や遊歩道等の整備が着工となるため、それまでに完了させる必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は当該施設の測量及び設計業務を受託した事業者であるため、現場を熟知しており、展望スペースのデータを保有していることから、展望スペースの地質調査において、効率的な業務の履行による期間短縮及び経費の削減を図ることができるとともに、的確な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務の適正かつ確実な履行を期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月6日
契 約 金 額	5, 6 8 7, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	読売ジャイアンツ歓迎バナー等作成業務委託
案 件 の 概 要	読売ジャイアンツキャンプ受入れに伴い、歓迎バナー等の作成業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市栄町4553番地 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、歓迎を目的としたバナー等の掲示物作成を行うものである。</p> <p>令和5年2月1日から2月28日の間、読売ジャイアンツファームキャンプが予定されている。また、本キャンプ受入決定も契機の一つとなり、令和4年11月に民間主導で、行政、地域経済団体等が参画する都城プロ野球キャンプ協力会（以下「協力会」という。）が設立された。</p> <p>当該キャンプは、経済効果や本市のPRに寄与するため、歓迎やおもてなしを最大限実施する必要がある。</p> <p>本業務の履行に当たっては、球団との調整（ロゴの仕様許諾、デザイン案の複数回の校正、設置場所等についての協議）及び行政との調整が必要不可欠である。</p> <p>当該協力会は上記調整等を含むプロ野球キャンプにかかる受入れ準備及び支援業務やおもてなし等を実施することを目的として設立されたものであるため、上記協力会に委託することで、より適切かつ確実な履行が期待できる。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月9日
契 約 金 額	3,308,800円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎電話交換機修繕
案 件 の 概 要	北別館と本館及び南別館の電話回線を接続し、同じ電話機を継続して使用するため、電話交換機を改修修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。</p> <p>この点、上記事業者は、本庁舎における電話回線の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、また、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月10日
契 約 金 額	4, 6 2 0, 0 0 0 円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 山之口総合支所 産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	あじさい公園ボードウォーク修繕
案 件 の 概 要	あじさい公園内に設置されているボードウォーク（木製階段）の傾斜修復と金属製手摺の設置を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市神之山町4841番地 [ 名 称 ] 株式会社 下森建装
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本案件について、令和4年12月9日に4事業者を指名し、指名競争入札の通知を行ったところ、4事業者のうち3者が、手持ち業務が多く新たな受注が困難との理由で辞退し入札が不調となった。</p> <p>本来なら、他の事業者を指名して改めて入札を行うべきところであるが、業務多忙で対応できる事業者が見つからない。</p> <p>また、公園の利用者が少ない冬季に本修繕を終える必要があるが、工期に最低2ヶ月以上が必要と見込まれるため、再度の競争入札に付する時間がない。</p> <p>さらに、上記事業者は本修繕個所の見積のための詳細な現場調査を行っており、早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、不調となった入札で唯一応札の意思を示した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月10日
契 約 金 額	2, 7 1 1, 5 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 財産活用課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	北別館ブラインド取替修繕
案 件 の 概 要	北別館の上げ下げ出来ないブラインドや折り曲がったブラインドを取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市早鈴町1500番地1 [ 名 称 ] 株式会社 弓削建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、北別館にある旧商工会議所が設置した上げ下げ出来ないブラインドや折り曲がったブラインドの取替修繕を行うものである。</p> <p>現在、北別館においては、3月中旬から予定している供用開始に向けて、北別館改修工事を施工中であり、本修繕の施工にあたっては、当該工事とのスケジュール調整が必要となる。</p> <p>この点、上記事業者は、北別館改修（建築主体）工事の受注事業者であり、スケジュール調整が可能で、現地を熟知しており、現場事務所も設置していることから、安価で安全かつ迅速に既存ブラインドの取替修繕を行うことができる。</p> <p>また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、北別館改修事業者が混在することになり、スケジュール調整不足から安全な施工に不安が生じるばかりではなく、予定している供用開始時期に間に合わず、市民サービスに大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月13日
契 約 金 額	2, 1 4 0, 6 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

		番号	11
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0986-58-2311 (直通)		
契 約 案 件 名	石山体育センター西側屋上防水修繕		
案 件 の 概 要	石山体育センター西側屋上の防水修繕		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町四家628番地 [名 称] 株式会社 ツモル建設		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、6者を指名し競争入札を執行したところ、2回目まで不落となり、3回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退したことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和5年1月13日		
契 約 金 額	3,025,000円		

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 農政部 農村整備課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	長寿防災 第5号 大五郎地区土砂吐ゲート躯体工事
案 件 の 概 要	長寿防災 第4号 大五郎地区土砂吐ゲート製作据付工事に併せ行う躯体工事
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市上水流町1210番地の3 [ 名 称 ] 株式会社 福島土建
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記案件に係る入札について、7者を指名し、競争入札の通知を行ったが、全者辞退により、入札不調となった。</p> <p>通常であれば、改めて競争入札を行うべきところであるが、本工事は、既に発注済である「長寿防災 第4号 大五郎地区土砂吐ゲート製作据付工事」に併せ行う工事となるため、改めて競争入札を行う時間的余裕がない。</p> <p>については、競争入札に代え、当該6者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月16日
契 約 金 額	1, 6 5 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 消防局 総務課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 ( 直 通 )		
契 約 案 件 名	消防局職員特別健康診断業務及び肝炎検査業務		
案 件 の 概 要	労働安全衛生規則等に基づき、深夜業務に従事する消防局職員に対して特別健康診断を実施し、併せてHBs抗原抗体検査を行うもの		
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市姫城町8街区23号 [ 名 称 ] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>職員の定期健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。</p> <p>本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであり、目的達成のためには、受診者本人が、特別健康診断の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データと比べながら、経過を見て、健康を管理していくことが重要である。そのため、今年度も職員のデータを保有・管理している上記センターで本業務を実施する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年1月16日		
契 約 金 額	執行見込総額		703,876円
	<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量
	特別健康診断	2612円	149
	肝炎検査	2112円	149
			合計
			389,188
			314,688

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	定住自立圏モニターツアー業務委託
案 件 の 概 要	ツーリング客を対象に、志布志道路を活用し定住自立圏（都城市、三股町、志布志市、曾於市）圏域内を周遊するモニターツアー業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3 2 9 2 [ 名 称 ] 株式会社フェリーさんふらわあ志布志支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、整備された都城志布志道路を活用し、都城市、三股町、志布志市及び曾於市で構成している定住自立圏に誘客を図るため、関西圏からのツーリング客を対象に圏域内の観光地点を周遊するモニターツアーを催行するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、定住自立圏内の観光情報について熟知していること及び関西圏と定住自立圏を結ぶルートを確認していることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は関西圏から志布志港への輸送ルート（フェリー）を確保している。また、定住自立圏内におけるツーリング客を対象にしたモニターツアーや商品造成等を行った実績も有しており、定住自立圏内の観光情報についても熟知している。さらに、ツーリング客に対して集客情報を周知する手段も豊富である。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月19日
契 約 金 額	1, 3 0 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 教育委員会 教育総務課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	御池小火災受信機取替修繕
案 件 の 概 要	法令点検に伴い、故障が判明した御池小学校の火災受信機を更新するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市南横市町4008番地2 [ 名 称 ] 株式会社シマダ防災設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当  消防法17条の3の3の規定に基づく定期点検の結果、御池小学校の火災受信機が故障していることが判明した。現在、受信機が正常に機能しておらず、火災に関して未警戒となっている。 火災が発生した場合を考えると、早急に対応する必要がある。 この点、上記事業者は、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知していることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能であると認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年1月19日
契 約 金 額	770,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総合政策部 総合政策課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	書庫等の移転先の建築規模に関する検討業務委託
案 件 の 概 要	市内に点在する、書庫等の移転先を検討するために、既存建物の把握を行い、新たな書庫・倉庫建築に必要な建物規模の調査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市橘通東三丁目1番47号宮崎プレジデントビル3階 [ 名 称 ] 国際航業株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は、既存建物の把握（保管量、耐用年数、雨漏り等の状況、各課の書庫・倉庫の区分ごとの保管量）を行い、新たな書庫・倉庫建築に必要な建物規模（主体構造、床面積、建築費等）の検討を行うものである。</p> <p>本件は令和3年度に市が発注した商工会館利活用調査等業務（以下「前段業務」という。）の後続業務であり、前段業務で得たデータを利用する。</p> <p>上記事業者は、前段業務を受注し、本件の対象となる書庫・倉庫等の調査等を行っており、本件に必要なノウハウやデータを取得している。</p> <p>そのため、現地調査に係る時間を最小限に抑えて履行が可能である。</p> <p>また、本事業について熟知しているため、手戻りがなく、業務の確実な履行が可能となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月20日
契 約 金 額	880,000円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 山之口総合支所地域生活課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	山之口総合支所移転に伴う防災行政無線機器移設業務委託
案 件 の 概 要	庁舎の改修に伴い、山之口総合支所から山之口総合センターへの防災無線等の機器移設業務の委託
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市高千穂通二丁目1-16 [ 名 称 ] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  上記業者は、山之口総合支所の防災無線関連機器の導入、設定及び保守点検業務を行っている事業者である。機器の移設や設定に関しては専門的な知識が必要不可欠である。また、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障を生じる可能性がある。  以上の理由により、上記業者でなければ本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年1月24日
契 約 金 額	693,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館地下1階和室床壁修繕
案 件 の 概 要	本館地下1階和室の床及び壁を修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1500番地1 [名 称] 株式会社 弓削建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和5年度の市の組織再編に伴う市役所本館のレイアウト変更の実施に際して、新たな執務室スペースの確保が必要となったため、本館地下1階和室の執務室への改修及び修繕を行うものである。</p> <p>本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和5年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。</p> <p>仮に令和5年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態となると、市の業務の履行に影響が生じ、各種市民サービスの提供に大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>この点、現在、市発注の庁舎北別館改修工事を履行している上記事業者は、市との協議体制が構築されており、現場事務所も既存のものを利用できる等、本件に対して迅速な対応が可能となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月25日
契 約 金 額	1,460,800円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 環境森林部 環境施設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザ 無停電電源装置取替修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザ中央操作室に設置している無停電電源装置を取替修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号 [ 名 称 ] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市リサイクルプラザの中央操作室に設置している無停電電源装置（UPS）が故障して使用できないため、取替修繕するものである。</p> <p>これらの機械設備は、上記事業者の設計仕様・構造に基づき施工された機械設備である。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ当該業務を委託した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高く、更新後の装置についても、同事業者のメーカー保証を受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月25日
契 約 金 額	2, 2 4 4, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎北別館石蔵ドア取替修繕
案 件 の 概 要	石蔵前面の舗装工事により開閉できなくなるドアの取替修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1500番地1 [名 称] 株式会社 弓削建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、北別館に隣接する石蔵のドアが、前面の舗装工事により開閉できなくなるため、開閉できるよう取替修繕を行うものである。</p> <p>現在、北別館においては、3月中旬から予定している供用開始に向けて、北別館改修工事を施工中であり、本修繕の施工にあたっては、当該工事とのスケジュール調整が必要となる。</p> <p>この点、上記事業者は、北別館改修（建築主体）工事の受注事業者であり、スケジュール調整が可能で、現地を熟知しており、現場事務所も設置していることから、安価で安全かつ迅速にドアの取替修繕を行うことができる。</p> <p>また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、北別館改修事業者が混在することになり、スケジュール調整不足から安全な施工に不安が生じるばかりではなく、予定している供用開始時期に間に合わず、市民サービスに大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月26日
契 約 金 額	792,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	相原第1遺跡発掘調査(2次) A・B区埋め戻しに係る黒色土
案 件 の 概 要	山之口町富吉で実施している相原第1遺跡発掘調査(2次)のA・B区における埋め戻し黒色土
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市横市町9830番地 [名 称] 南星建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、3者を指名し競争入札を執行したところ、1回目、2回目とも入札が不落となり、3回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることにした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年1月26日
契 約 金 額	884,400円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 消防局 警防救急課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	救急車1台の売却に係る契約の締結
案 件 の 概 要	消防局所有の救急車1台を、車両更新に伴い売却するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎県都城市吉尾町6135番地 [ 名 称 ] 宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  本件は、救急車1台を売却するものであり、当該業種において競争入札参加資格者名簿の登載者がない。 そこで、本件について買取り可能な3者に対し見積書を徴したところ、上記事業者が最も高価な金額を提示したため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年1月27日
契 約 金 額	1, 0 1 3, 9 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高崎産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	市単独農地整備事業 横谷地区 水路改修工事
案 件 の 概 要	市単独農地整備事業横谷地区水路改修工事を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市高崎町江平2378番地 [ 名 称 ] 有限会社 江平建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、12月9日に指名競争入札を執行したが全者応札がなく不調に終わったため、1月6日に再度指名競争入札を執行したが、同様に全者応札がなく不調に終わった。</p> <p>当該水路は、水田の用水路として利用されており、受益者の営農に支障をきたさないために、3月末までの竣工が必須である。</p> <p>また工事資材・機材の手配等に時間がかかることが予想されるため、再度の競争入札及び見積合せに付する時間的余裕がない。</p> <p>上記事業者は、現在下流部で当該水路の修繕工事を行っており、当該地区の周辺及び関係者を把握しており、早急に工事に取り組むことが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月30日
契 約 金 額	1, 7 2 1, 5 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 環境森林部 環境施設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	粗破碎機油圧モータ取替修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの粗破碎機の油圧モータの取替修繕
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号 [ 名 称 ] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ごみピット等から供給される不燃ごみを破碎する粗破碎機のモータを取り替え、安全性の確保や機能を維持するための修繕である。</p> <p>これらの機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。</p> <p>仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復に支障が生じる可能性が高く、修繕後の装置についても上記事業者のメーカー保証を受けられない懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月30日
契 約 金 額	28,600,000円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う生活保護システム改修業務委託
案 件 の 概 要	医療扶助のオンライン資格確認導入について、令和6年3月の本格稼働に向け、生活保護システム「ウエル+」の改修を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  現在、整備されている生活保護システムは、上記業者が導入したものであり、確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。上記の業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 また、仮に他の事業者が当該作業を履行した場合、システム障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出る恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和5年1月31日
契 約 金 額	902,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 健康部 健康課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 3 6 - 4 3 8 3 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	コロナワクチン保管用フリーザー一点検業務委託
案 件 の 概 要	コロナワクチン保管用フリーザーの修理及び点検業務（メーカー定期点検）を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 東京都目黒区八雲1丁目6-5 [ 名 称 ] 株式会社E B A C
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該フリーザーは、上記事業者から国が購入し、県を通じて本市に融通されているものである。</p> <p>本市で使用している同フリーザーについては、故障しているもの及びメーカー点検の基準となる購入後1年を経過するものが複数台あり、早急に修理及び点検を行う必要がある。</p> <p>本業務の履行に当たっては、ワクチンの品質保持のためフリーザー内部を適正温度に保ち続ける必要があり、機器の専門的知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。また、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、ワクチン接種業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、当該フリーザーを製造した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月31日
契 約 金 額	534,600円

## 令和5年度 随意契約理由書

		番号	27
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0986-23-2193 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市物産振興拠点施設整備事業「NiQLL」ロゴサイン設置工事		
案 件 の 概 要	都城市物産振興拠点施設「道の駅」ロゴサイン設置工事		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市太郎坊町1958番地 [名 称] 株式会社 浜広工業		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城に整備されるロゴサインの設計、工事監理、委託及び施工業務を行うものである。 本件の履行に当たっては、設置後の維持管理への配慮など、様々な仕様を高い水準で求めるものであるため、限られた事業費を最大限に有効活用するべく、様々な事業者からの具体的な企画提案を広く受け付けることのできる、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和4年10月14日に都城市ホームページにて公募を行い、上記事業者1者から応募があった。その後、提出書類（参加表明書、技術提案書等）の内容に基づく書類審査（一次審査）、プレゼンテーション審査（二次審査）を実施した。 審査の結果、上記事業者に対する評価が基準点を超えたため、当該プロポーザルの優先交渉者である同者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和5年1月31日		
契 約 金 額	19,470,000円		

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 建築対策課 [電 話 番 号] 0986-23-8067 (直通)
契 約 案 件 名	空き家管理システム構築業務委託
案 件 の 概 要	空き家管理システムを構築業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和5年度機構改革により、空き家相談センター（以下「センター」という。）を総合窓口とし、建築対策課、環境政策課、資産税課、各総合支所など複数の部署が横断的に空き家対策業務を実施することが12月に決定した。</p> <p>このことに伴い、複数の部署で使用・情報共有できる空き家管理システムを構築するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、センターが開設される令和5年度当初までに完了させる必要がある。</p> <p>でなければ、十分な情報共有及びタスク管理ができず、行政事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>また市民からの要望等の対応に支障が生じて大きなトラブルに発展する可能性が高い。</p> <p>以上の理由により、市内に事業所を有し、短期間で履行可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年1月31日
契 約 金 額	1,998,040円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市人事給与システム保守業務委託
案 件 の 概 要	人事給与システムの賃貸借契約更新に伴い、新たにシステム運用保守業務委託を行うもの (令和5年2月1日から令和10年1月31日まで5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市中村東三丁目5-2南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  人事給与システムは、上記事業者が導入及び設定したものである。 当該システムの保守業務の履行に当たっては、システムの設定等の詳細な知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じた際の迅速で確実な対応が期待できず、行政事務に支障が出るおそれが高く、また、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年2月1日
契 約 金 額	18,301,800円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 農政部 農村整備課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	市単農地 第1号 海北地区水路改修工事
案 件 の 概 要	海北地区の水路改修工事
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市郡元町3260番地 [ 名 称 ] 有限会社 谷口建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記に係る入札について、令和4年12月16日及び令和5年1月6日に、指名競争入札を行ったが、いずれも全社辞退し、入札不調となった。</p> <p>本来であれば、再度指名審査会に諮り、改めて指名競争入札を行うべきところであるが、本工事箇所は、水稻期に今町土地改良区の幹線水路としても利用される水路であり、次期作付けの準備が始まる前までには、工事をすべて完了させる必要があることから、再度の指名競争入札に付する猶予がない。</p> <p>よって、指名競争入札に代え、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月1日
契 約 金 額	2, 8 0 5, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	西町ポンプ場蓄電池修繕
案 件 の 概 要	西町ポンプ場内非常用発電機の蓄電池不具合による取替修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム 株式会社 宮崎出張所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>西町ポンプ場内非常用発電機の蓄電池については、不具合により運転できない状態であるため取替修繕の必要性が生じている。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、非常用発電機の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、当非常用発電機を設置した専門の事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。</p> <p>仮に他の事業者が施工した場合、本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じた際の迅速で確実な対応が期待できず、大雨・台風等の災害時に大規模な道路冠水を誘発するなど、甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月2日
契 約 金 額	688,600円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 市民課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	戸籍情報システム改修業務委託
案 件 の 概 要	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の制定に伴い、戸籍事務内連携のためのシステム改修等の機能整備を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 [ 名 称 ] 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部西日本支店 支店長 久保 裕之
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、整備されている戸籍総合システムは、平成17年度に合併に伴う戸籍システムの統合業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有することや、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>このため、上記事業者は、本業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者が当該更新作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月3日
契 約 金 額	9, 4 8 5, 6 0 8 円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	6次化商品等販売コーディネート・運營業務委託
案 件 の 概 要	6次産業化の取組みを行う市内の農家及び農業法人等の商品を対象に、首都圏店舗での販売に伴う商品選定、店舗コーディネート及び運営を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都杉並区西荻南2-6-5 [名 称] 有限会社良品工房
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、首都圏へ販路を拡大するため、6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等の商品を対象に販売会を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、首都圏において販売する場所の確保、マーケットインを重視した商品の選定、販売会に伴う什器の借上、消費者に響くPOPの作成などのすべての設営・調整を必要とする。</p> <p>その点、上記事業者は、以前より都市圏への販路を拡大することを目的とした、6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等及びそれらと連携している市内商工業者を対象に、既存商品のブラッシュアップを目的とした個別アドバイスを実施しており、(ブラッシュアップ事業)本市の商品を熟知しているため、より効果的な販売方法を提案できる。</p> <p>また、首都圏での店舗運営及び首都圏消費者ニーズの把握並びに商品の容量、パッケージ、その商品のターゲットとすべき顧客層等について熟知しており、同様の業務について実績もある。</p> <p>さらに、表示チェック等販売に必要な確認を行える人員体制を確保している。</p> <p>上記の理由により、本業務の適切かつ効率的な履行が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月3日
契 約 金 額	792,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ミートツーリズムページ制作業務委託
案 件 の 概 要	全国から本市への誘客を図るため、旅行予約サイトにミートツーリズムをテーマとした本市のPRページを制作するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島2-5-11 [名 称] ANAあきんど株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、ミートツーリズムをはじめとした都城の魅力を全国的に発信し、旅行予約サイトで予約できるミート券の利用促進と本市への誘客を図る業務である。</p> <p>本業務は、ミート券を取り扱う宿泊施設が多く掲載されていることが必要不可欠である。上記事業者は、ミート券取り扱いの宿泊施設を多く掲載し、航空券と宿泊施設を自由に組み合わせることのできるダイナミックパッケージを販売している。</p> <p>また、ANA版ふるさと納税の返礼品で本市への旅行クーポンを提供しており、PRについて相乗効果が期待できる。</p> <p>さらに、上記事業者は市内の多くの関係事業者とも良好な関係を築いており、掲載調整等事業を滞りなく進め、適切かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月3日
契 約 金 額	555,720円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	高崎総合公園温泉交流センター温泉機械機器設備修繕
案 件 の 概 要	高崎総合公園温泉交流センターの温泉機械機器設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [ 名 称 ] 川幸産業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高崎総合公園温泉交流センターについては、経年劣化によりポンプ系統取替の必要性が生じている。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、精確かつ確実な施工が求められる。</p> <p>この点、上記事業所は、高崎総合公園温泉交流センターの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月3日
契 約 金 額	1, 7 1 0, 0 6 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	高崎総合公園テニスコート外低圧電力切替業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合公園テニスコート外施設の低圧電力切替業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市大字赤江2番地 [ 名 称 ] 株式会社 九南
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、高崎総合公園テニスコート外施設の電力を高圧から低圧へ切替を行うものである。</p> <p>高崎総合公園内にある本課所管の温泉及び温水プールの電気契約については、他課（スポーツ政策課）所管であるテニスコートやトイレ（2ヶ所）等も同一契約となっていることが判明した。</p> <p>また、温泉及び温水プールについては、現在、民間譲渡を進めているところであり、令和5年4月に民間事業者へ引き渡しを行う予定としている。</p> <p>このため、温泉及び温水プールの引き渡しまでに、引き渡しを行う施設と、それ以外の施設（テニスコート及びトイレ等）の電気契約を分ける必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は、本業務の対象となる施設の使用電力量調査等業務を受注しており、現場を熟知していることから、効率的な業務の履行による期間短縮を図ることができるとともに、的確な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務の迅速かつ確実な施工が望める上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月6日
契 約 金 額	2, 9 5 3, 5 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 土木部 道路公園課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	鷹尾都原線道路改良工事及び原村今町線側道橋上部工工事建設資材価格特別調査業務
案 件 の 概 要	特殊建設資材の市場価格調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番6号 [ 名 称 ] 太洋エンジニアリング株式会社 福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、鷹尾都原線道路改良工事及び原村今町線側道橋上部工工事建設資材価格特別調査業務である。</p> <p>本業務は、特殊建設資材の市場価格を調査するものであり、適切に履行するためには、同業務の実績があり精通している必要がある。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月7日
契 約 金 額	473,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 選挙管理委員会 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	宮崎県議会議員選挙における投票所ビニールシート
案 件 の 概 要	令和5年4月9日執行の宮崎県議会議員選挙において、各投票所の床等を傷めないよう使用する養生ビニールシートを購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市高木町6290 [ 名 称 ] 株式会社河宗
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>投票の際には、混雑防止、選挙人の利便性向上のため投票所に土足で入れるようにしている。そのため投票所として借用している各施設の床等を傷めないよう養生ビニールシートを敷くが、選挙人が足を滑らせたりにしないよう安全のためにクロスシートタイプとする必要がある。また、様々な各投票所の形状に対応し、迅速な設営・撤収のためには、ロールタイプのものが最適である。</p> <p>都城市有資格者名簿登載の事業者を確認したところ、本市の求める上記規格に対応できるのは、製品の製造から行っている上記事業者一者のみであった。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月8日
契 約 金 額	808,500円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	楽天地域情報発信サービス業務委託
案 件 の 概 要	当市の対外的PR推進の目的として、都城市の地域情報発信を、ふるさと納税が最も盛んな楽天市場で特設ページを開設・運用する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 [ 名 称 ] 楽天グループ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は本市の対外的PRを目的として、楽天市場内に特設ページを開設し、地域情報を発信するものである。発信内容として、本市の地理的特徴、商業、観光、特産品などが挙げられるが、「商業」、「観光」、「ふるさと納税」といった3軸の多様な顧客情報を管理し、情報発信の周知運用できるのはポータルサイトでは楽天市場のみである。</p> <p>また、全国のふるさと納税市場でシェアNo1であると思われる楽天市場において、本市はその中でも権威のある楽天ショッピングオブザイヤーを4年連続受賞し、かつ令和3年度の楽天市場での受付件数は47万件以上で全国最多になり、楽天市場の利用者（以下「楽天会員」という。）と本市の親和性は高い状況である。</p> <p>さらに、楽天会員1億人の中から、効率的に観光や特産品に興味がある対象者の分析及び抽出並びに情報の周知をするためには、多様な顧客情報を管理運用している楽天市場のビッグデータの利用が不可欠である。</p> <p>なお、楽天市場内で地域情報を発信する特設ページを開設するためには、楽天市場が提供しているサービスしか手段がない状況である。</p> <p>以上の理由により、本業務が履行できるのは上記事業者しかいないため、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月8日
契 約 金 額	7, 9 2 0, 0 0 0円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 環境森林部 環境政策課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場火葬炉設備修繕
案 件 の 概 要	都城市斎場火葬炉設備機器の消耗に伴い、機器の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 富山県富山市奥田新町12番3号 [ 名 称 ] 株式会社 宮本工業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市斎場火葬炉設備の老朽化に伴い、火葬炉の安定稼働、環境等への配慮及び安全性を確保するため、火葬炉耐火材等の修繕を行うものである。</p> <p>これらの火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様に基づき施工された極めて特殊な設備であるため、その修繕は上記事業者でないと行えない。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、設置者と修繕者が異なることにより、機器の確実な修繕及び性能保証を得られず、火葬炉の使用に支障をきたし、市民サービスに多大な影響が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、火葬炉設備を設計・導入した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月13日
契 約 金 額	3, 7 9 5, 0 0 0 円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ準備課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園テニスコート整備工事建設 資材価格市場調査業務
案 件 の 概 要	特殊建設資材の市場価格調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番6号 [名 称] 太洋エンジニアリング株式会社 福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、特殊建設資材の市場価格を調査するものであり、適切に履行するためには、同業務の実績があり精通している必要がある。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者のみが見積参加となり、見積額も予定価格を下回った。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月13日
契 約 金 額	715,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高崎産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区測量設計業務委託 (2工区)
案 件 の 概 要	7月豪雨による隧道災害復旧工事のための山仁田地区調査測量設計業務 (2工区) を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市大工三丁目155番地 [ 名 称 ] 株式会社 国土開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本案件は、水路トンネル崩壊に伴う農業用水路復旧を行うための調査測量設計業務委託である。</p> <p>早期の水路の仮復旧を目指し、調査、測量及び設計を並行して進めていたところ、地質調査の結果、地下水位が想定以上に高いことと、崩落による土砂のゆるみにより、当初採用予定であった人力掘削を伴う推進工法（羽口推進）が不可能であることが判明した。</p> <p>代替工法も検討したが、地下の岩盤が推進可能範囲を越える高硬度であることが判明し、全ての推進工法が適応範囲を越えたため、施工が不可能となった。このことにより、当初の仮設用水確保の工事を断念し営農再開を1年延ばさざる得なくなったため、改めて通常の水路断面を確保する本設としての工法を検討することとした。</p> <p>本設を行うにあたり、調査範囲の拡大及び新たな調査項目の追加により、周辺地域の地下の詳細な土質状況等を把握し改めて工法検討を緊急に行う必要がある。調査及び工法検討、その後の施工期間を考慮すると競争入札及び見積合せによる競争に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、当水路復旧工事調査における委託も受注し、また下流の県営ため池等整備事業の計画も行っており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの水路トンネル工事を担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。</p> <p>以上の理由により早急な対応が可能で、前調査との複合的で多角的な検討が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月15日
契 約 金 額	32,045,200円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 環境森林部 環境政策課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市西墓地無縁納骨堂内遺骨再火葬業務委託
案 件 の 概 要	都城市西墓地無縁納骨堂に埋蔵されている遺骨の一部の再火葬業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市牟田町15街区12号 [ 名 称 ] 都城石材業組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、都城市西墓地無縁納骨堂においては、無縁仏の受入数の増加により、受入可能な柵のスペースが非常に少なくなっている。新たな受入のため、早急にスペースを確保する必要があり、遺骨の量を減らす再火葬を委託するものである。再火葬は定期的に行っているが、想定を超える受入の増加及び納骨堂内部レイアウトの見直しにより、今回大規模な再火葬が必要となった。</p> <p>本業務の履行にあたっては、早急な履行が可能であり、現場や無縁納骨堂の取扱いについて熟知し、上記の業務を的確に行える十分な知識を有している必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は、遺骨の再火葬等の取扱いがあり、また、複数の石材業者が加盟している市内で唯一の組合であることから、大規模な再火葬にも対応でき、短期間で効率の良い業務遂行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記の事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月15日
契 約 金 額	910,800円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高崎産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	県単事業 谷川用水路 山仁田地区 測量設計業務委託 (余水吐)
案 件 の 概 要	7月豪雨による隧道災害復旧工事のための山仁田地区測量設計業務委託 (余水吐) を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市大工3丁目155番地 [ 名 称 ] 株式会社 国土開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和4年7月豪雨 (以下「7月豪雨」という。) により、谷川用水路の水路トンネル及び余水吐が被災した。現在、稲の作付けができない状態であるため、早急な水路復旧を行い用水を確保することが急務となっている。本案件は、谷川用水路余水吐の復旧計画作成業務である。</p> <p>谷川用水路の周辺には、人家、農道及び農地が点在し、7月豪雨時には床下浸水と農道の崩壊が生じたことから、用水路の適切な水位での自動転倒装置の稼働が必要となる。自動転倒機能の設定については、谷川用水路全体の水利状況の把握が必要であり、特に開水路区間と水路トンネル区間の流速変化の状況把握が重要である。そのため、適切な余水吐工の設計を行うには、水路トンネル工との一体設計が必要となる。</p> <p>上記事業者は、水路トンネル工の設計業務を請け負っており、現場での調査体制も整っているため、迅速な対応及び一体的な設計が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月15日
契 約 金 額	1, 9 2 5, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	物産振興拠点施設「道の駅」都城 サイン設置等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、現在整備を進めている物産振興拠点施設「道の駅」都城において、案内サインの追加設置及びガラス面への装飾を実施する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市上長飯町5427番地1 [名 称] 大淀開発株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、現在整備を進めている物産振興拠点施設「道の駅」都城（以下「新道の駅」という。）において、施設案内サイン及びガラス面装飾の追加設置を実施する業務である。</p> <p>新道の駅については、キッチンスタジオ及び多目的室等の公益施設を市が、直販所及びオフィス、レストラン等の収益施設を株式会社ココニクル都城（以下「運営者」という。）が、それぞれ所有及び運営を行うこととしており、公益及び収益施設が一体となった複合的施設となっている。</p> <p>新道の駅の整備に当たっては、他の類似施設と差別化を図り、高い集客力及び収益性を有する施設とするため、民間の商業施設等における専門的知見を有する人物を物産振興プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）として選任し、拠点施設の整備基本計画の検討段階から当該PMのアイデアや意見を踏まえ、施設全体のコンセプトやデザイン空間演出、施設利用者の案内方法等の検討を行ってきたところである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、これまでPMと積み上げてきた新道の駅のコンセプトやデザイン、空間演出等と調和のとれたサイン及び装飾を実施する必要があるが、上記事業者は、新道の駅のサイン等の整備を含む建築工事の受注者であり、PMとの綿密な協議を踏まえ、一貫して製作した実績を有しており、PMのコンセプトやデザインに対する考え方を正確に理解しているため、新道の駅の空間デザインと調和のとれた施設案内サイン及びガラス面装飾の追加設置が、適切かつ円滑に実施することが期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、先述した建築主体工事においてサインピクトのデータを製作し保有する事業者であること及び運営者が発注したレストラン工事を受注し、現在、整備中であることから、経費面及び管理面での負担軽減も期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月17日
契 約 金 額	3, 0 2 5, 0 0 0円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2178 (直通)
契 約 案 件 名	おくやみナビシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	「おくやみ窓口」での申請書や案内等を一括作成するおくやみナビシステムの改修に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 [名 称] 大日本印刷株式会社 左内町営業部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  現在、設置されているおくやみナビシステムは、上記事業者が開発及び設置したものであり、確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年2月20日
契 約 金 額	1,386,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城市イントラネット用光ケーブル回線構築業務委託
案 件 の 概 要	たちばな天文台に、光回線で都城市イントラネットに接続を可能とする環境を構築する業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、たちばな天文台に光回線を敷設し、都城市イントラネットワークを利用できるよう通信環境を整備するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、システム及びネットワークの詳細な設定内容を把握していることが必要不可欠である。</p> <p>当該ネットワークは、上記事業者が整備・構築を行っており、本市のネットワーク及びシステムへの理解度も高く、今回の委託業務を確実に履行できることが期待できる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月20日
契 約 金 額	1,591,700円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	本館1階相談室及び2階授乳室設置業務委託
案 件 の 概 要	令和5年度の市の組織再編に伴い、市役所本館1階相談室及び2階授乳室を設置するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 [名 称] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、令和5年度の市の組織再編に伴う市役所本館のレイアウト変更の実施に際して、新たな相談室と授乳室の確保が必要となったため、本館1階福祉課北側と本館2階保育課内に授乳室を設置するものである。</p> <p>本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和5年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期及び資材の確保を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。</p> <p>仮に令和5年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態となると、市の業務の履行に影響が生じ、各種市民サービスの提供に大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>この点、上記事業者は見積準備として、現地調査を複数回も行っており、また過去に本庁舎の改修を行っているため、現状を熟知している。また、レイアウト変更の日時が決められており、入札等の期間を確保する事が困難であること、本年度中に施工完了が可能なことから、今回参考見積もりを提出した上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月27日
契 約 金 額	2,310,000円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園樹木伐採業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園の樹木伐採業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾緑の村における樹木の伐採業務を行うものである。 当該地については、民有地に隣接しており、樹木が傾斜地まで茂り民有地にせり出しており、枝の落下等による器物破損のおそれがあるため、危険の除去と自然公園の景観復元のため、早急な伐採が必要である。</p> <p>また、関之尾緑の村については、関之尾公園リニューアル事業に伴い、既存施設の解体工事及び樹木伐採に入っており、その工程及びその後の施設整備工程に影響がないよう、早急に本業務を完了させる必要がある。</p> <p>また、上記事業者は、当該エリアの樹木伐採業務を受注していることから、現場条件・状況を熟知しており確実な業務遂行が期待できる。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月27日
契 約 金 額	2,855,688円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 市民課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市マイナンバーカード普及促進事業用 QUOカード
案 件 の 概 要	マイナンバーカードを初めて取得した市民並びにカードを所持している転入者に交付するQUOカード（1人あたり5,000円）を3,000枚購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 東京都中央区日本橋本町2-4-1 日本橋本町東急ビル内 [ 名 称 ] 株式会社クオカード
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 マイナンバーカードの普及を更に促進させることを目的とし、マイナンバーカードを初めて取得する市民等にQUOカード交付する都城市マイナンバーカード普及促進事業が11月1日から実施されている。 マイナンバーカード申請において、国の普及促進事業が2月で終了することに伴い申請者が急増しており、市が交付するQUOカードを追加購入する必要が出てきた。 QUOカードは株式会社クオカードが発行するプリペイドカードであり、大量のQUOカードを一括で早急に調達する必要があるため、代理店では対応ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年2月28日
契 約 金 額	15,000,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 都城島津邸 都城島津邸 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸収蔵庫空調機取替修繕
案 件 の 概 要	都城島津邸収蔵庫系統の空調機器（室内・室外機）の取替修繕
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [ 名 称 ] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津邸収蔵庫系統空調機器の取替修繕業務である。</p> <p>歴史史料等の保存環境において、空調は、史料の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度<math>22 \pm 3^{\circ}\text{C}</math>・湿度55%、収蔵庫：<math>22 \pm 2^{\circ}\text{C}</math>・湿度55%になるよう制御している。</p> <p>上記の規定値を保つため、収蔵庫系統の空調室内外機を取替えるものであるが、博物館の作品保存に関する空調設備の専門的知識及び技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみである。</p> <p>また、上記事業者は当館の空調設備保守点検業務を受託しており、本業務の迅速な履行及び万が一の不測事態の対応も適切に行える。</p> <p>さらに、仮に他の事業者が本業務を実施した場合、その後に発生した空調設備の不具合について責任の所在が不明確となるおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年2月28日
契 約 金 額	3, 7 4 0, 0 0 0円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	北別館駐車場舗装修繕
案 件 の 概 要	北別館北側駐車場の舗装修繕を行う
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上水流町1210番地の3 [名 称] 株式会社 福島土建
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、北別館の北側駐車場における舗装修繕を行うものである。                  現在、北別館においては、3月中旬に予定している供用開始に向けて改修工事を施工しており、本修繕の施工にあたっては、当該工事とのスケジュール調整が必要となる。                  この点、上記事業者は、北別館南側・東側駐車場舗装工事の受注事業者であり、スケジュール調整が可能で、現地を熟知していることから、安全かつ迅速に修繕を行うことができる。                  また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、舗装工事事業者、本修繕事業者が混在することになり、スケジュール調整不足から安全な施工に不安が生じるばかりではなく、予定している供用開始時期に間に合わず、市民サービスに大きな影響を及ぼすおそれがある。                  以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月1日
契 約 金 額	2, 7 1 6, 4 5 3 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 財産活用課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	北別館ホール階段床シート張り業務委託
案 件 の 概 要	北別館ホール及び通路、並びに階段等の床張替えを行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市早鈴町1500番地1 [ 名 称 ] 株式会社 弓削建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、旧商工会館を改修し、令和5年度から新たに市役所北別館として供用開始する予定としている。</p> <p>旧商工会館の改修は、耐震補強や建築設備（EV、トイレ）の更新など、庁舎として使用するための必要最低限の工事を行い、内装（天井、壁、床）については、損傷の激しい部分のみ改修を行った。</p> <p>しかしながら、床については、他の多くの部分でも劣化が加速していることが判明し、このまま供用開始しても、近いうちにタイル等が剥離する可能性が否定できず、利用者の安全性等に影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>本案件は、2階、3階、4階のホール、通路、階段等の床張替えを行うものであるが、面積が大きいため、供用開始後の施工とすると市の業務の履行に支障を来すとともに、各種市民サービスの提供に大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、3月上旬の供用開始までの短期間で業務を完了させる必要がある。</p> <p>本件の想定される工期を考慮すると、至急業務に着手する必要があるが、この点上記事業者は、現在、同館改修工事を履行しており、他工事との調整や現場状況を熟知しているため、迅速な着手によって工期の短縮が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月1日
契 約 金 額	2, 9 9 9, 7 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 選挙管理委員会 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	期日前投票管理システム機器賃貸借
案 件 の 概 要	期日前投票システム機器の更新を伴うパソコン等機器の賃貸借 (令和5年3月1日から令和9年3月31日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [ 名 称 ] 行政システム九州株式会社宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、整備されている期日前投票管理システム（以下「同システム」という。）は、本市の基幹システム「A c r o c i t y」（以下「基幹システム」という。）の有権者情報等を利用している。</p> <p>上記事業者は同システム及び基幹システムの導入事業者であり、今回の賃貸借を行うに当たっての更新作業を確実に履行することができる唯一の事業者である。</p> <p>今回、令和5年4月9日執行の宮崎県議会議員選挙において、期日前投票所を2か所増設するため、不足する同システムを現在契約している上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月1日
契 約 金 額	6 4 6 , 8 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 議会事務局 議会事務局 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	議会運営管理システム代替機賃貸借
案 件 の 概 要	議会運営管理システムの制御システムの故障に伴い、代替機を賃貸借するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 宮崎県都城市早鈴町1496番地 [ 名 称 ] 九州電通建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、議会運営管理システムの制御システムの故障に伴い、代替機を賃貸借するものである。</p> <p>議会運営管理システムは、電子採決や議会放送等を行う議会運営の根幹を担うシステムであり、制御システム、カメラ・音響設備・マイク等（以下「議場内設備」という。）から構成されている。</p> <p>当該業務の履行にあたっては、議場内設備と連動可能な制御システムを搭載した代替機であることはもとより、議場内設備の構成内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は、平成26年度に本システムを構築し、継続して保守点検業務を受託しており、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、議会運営に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月1日
契 約 金 額	431,200円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 契約課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 6 9 (直通)		
契 約 案 件 名	北別館複合機保守及び消耗品等供給業務		
案 件 の 概 要	北別館の複合機の保守及び消耗品等供給業務を委託するもの。 (令和5年3月10日～令和6年6月30日) 16ヶ月の長期継続契約		
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市中町13街区18号 [ 名 称 ] 株式会社事務器センター都城		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。</p> <p>このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約を締結するもの。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年3月2日		
契 約 金 額	執行見込総額		919,600円
	<b>複数単価契約</b>	単価	予定数量
	保守及び消耗品等供給モノクロ	0.55円	456000枚
	保守及び消耗品等供給カラー	4.4円	152000枚
			合計
			250,800
			668,800



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総務部 財産活用課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	本庁舎サイン変更業務委託
案 件 の 概 要	令和5年度の市の組織再編による課名変更に伴い、本館1階及び2階にあるサインの変更を行う。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 [ 名 称 ] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本件は、令和5年度の市の組織再編による課名変更に伴い、本館1階及び2階のサインを変更するものである。</p> <p>本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和5年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期及び資材の確保を考慮すると、至急業務に着手する必要があるが、競争入札に付する時間がない。</p> <p>仮に令和5年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態となると、市の業務の履行に影響が生じ、各種市民サービスの提供に大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>この点、上記事業者は見積準備として、現地調査を複数回も行っており、また過去に本庁舎の改修を行っているため、現状を熟知している。また、レイアウト変更の日時が決められており、入札等の期間を確保する事が困難であること、本年度中に施工完了が可能なことから、今回参考見積もりを提出した上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月3日
契 約 金 額	3, 0 0 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部課等名] 福祉部 こども課 [電話番号] 0986-23-2684 (直通)
契約案件名	出産・子育て応援給付金に係るシステム改修業務委託
案件の概要	令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者及び妊娠届出をした妊婦に対する出産・子育て応援給付金に係る健康カルテの改修業務を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者及び妊娠届出をした妊婦に対する出産・子育て応援給付金に対応するため、健康カルテ（以下「システム」という。）の改修業務を委託するものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者に本業務を委託した場合、システムの確実な更新が困難であり、行政事務に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和5年3月6日
契約金額	2,068,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 教育委員会 学校給食課 (山之口学校給食センター) [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 7 - 2 2 4 2 (直通)
契 約 案 件 名	山之口学校給食センター詳細地質調査ボーリング業務委託
案 件 の 概 要	山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した事前調査ボーリングを基に、地質ボーリング及び土壌分析等を行い、影響範囲等の確認及び対策方法等の取りまとめを行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市中原町6街区7号 [ 名 称 ] 株式会社 都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した事前調査ボーリングにおいて、一部の地点から漏油が確認できたため、影響範囲及び浸透深度をさらに詳細に調査する必要が生じた。この事前調査結果を基に、地質ボーリング及び土壌試験、水質分析検査を行い、影響範囲及び浸透深度の確認を行うとともに、既往資料及び地質調査、試験結果等を総合的に解析し、対応策等をまとめるものである。</p> <p>上記業者は、山之口学校給食センター地質調査ボーリング業務委託を受注しており、現場の状況を熟知している上に、地質調査ボーリング時の土壌分析等に関するデータを持っていることから、本業務を受注した場合、これら既存データ等を含めて総合的な解析等が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月6日
契 約 金 額	1 2 , 7 0 5 , 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	テレビ番組制作等業務委託
案 件 の 概 要	テレビ番組制作等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社 宮崎放送
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、県全域へのPR及び市民の愛郷心の醸成を目的とし、本市の観光地、物産品等の情報をテレビ番組で放送するものである。</p> <p>本業務の目的達成のためには、県民の多くがテレビを視聴する時間帯に継続的に番組を放送する必要がある。</p> <p>この番組制作及び放送に関して、放送枠の確保が可能であり、かつ、本市が希望する視聴率の高いゴールデンタイムにPR番組の枠の設定をしているのは上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月6日
契 約 金 額	30,360,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 総合政策部 秘書広報課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)			
契 約 案 件 名	「広報都城」及び「暮らしの情報」			
案 件 の 概 要	令和5年度の「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うもの。			
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市都北町7284番地1 [ 名 称 ] 株式会社都城新生社印刷			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は令和5年度に市内配布する「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うものである。本業務においては、それぞれ、色・デザイン等により分類された複数の規格があるため、規格ごとに納入業者が異なると、レイアウトやフォント等が異なり、「広報都城」及び「暮らしの情報」の統一性が図れなくなる可能性がある。</p> <p>また、複数の事業者が受注者となると、事業者によって納入時期が異なり、事務が煩雑化するため、同一事業者が実施することが望ましい。</p> <p>さらには、総合的に有利な価格を提示した事業者を落札者とする必要があるため、規格ごとの単価を比較する必要がある。</p> <p>以上のことから、競争入札に代えそれぞれの単価に予定数量を乗じた額の合計額で見積もり合わせを行った結果、見積額が最も安価であった上記事業者と随意契約するものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年3月6日			
契 約 金 額	執行見込総額 39,508,656円			
	複数単価契約	単価	予定数量	合計
	広報都城A4、カラーほか 別記2「広報都城」仕様書のとおり	2.475円	8198400頁	20,291,040
	広報都城A4、2色刷りほか 別記2「広報都城」仕様書のとおり	1.87円	7320000頁	13,688,400
	暮らしの情報A4、4P中折り (一部デザイン入り)ほか 別記3 仕様書のとおり	2.057円	2688000頁	5,529,216

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	宮崎県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-1)
案 件 の 概 要	宮崎県議会議員選挙執行に伴うポスター掲示場設置等業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市千町4992番地4 [名 称] 有限会社 長友工務店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>宮崎県議会議員選挙は令和5年3月31日告示、4月9日投開票の日程で執行予定である。</p> <p>令和5年3月6日(月)に6者を指名して入札を行う予定であったが当日までに5者から辞退届が提出され入札不調となった。</p> <p>本来であれば再度の競争入札により契約の相手方を決定する必要があるが、現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務の履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札に付する時間がない。</p> <p>以上の理由から、入札参加業者のうち唯一応札の意向を示した上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月7日
契 約 金 額	1, 3 7 9, 4 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	本館1階こども課間仕切り壁設置業務委託
案 件 の 概 要	本館1階こども課内の執務スペースに間仕切り壁を設置するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市神之山町4841番地 [名 称] 株式会社 下森建装
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年度の市の組織再編に伴う市役所本館のレイアウト変更の実施に際して、新たな執務室スペースの確保が必要となったため、本館1階こども課内に間仕切りを設置するものである。</p> <p>本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和5年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期及び資材の確保を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。</p> <p>仮に令和5年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態となると、市の業務の円滑な履行に支障をきたし、各種市民サービスの提供に大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>この点、上記事業者は現地調査を複数回行っており、また過去に本庁舎の改修を行っているため現状を熟知しているおり、素早い業務着手及び履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月8日
契 約 金 額	990,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	イベント出演者派遣業務委託
案 件 の 概 要	高城観音池公園で開催されるイベント「お〜いお茶 わたしの街の未来の桜プロジェクト」実施に際し、出演者として温水洋一氏を派遣するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区神泉町1-18 ボヌール松濤2F [名 称] 株式会社 エッグパラダイス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  本業務は、高城観音池公園で開催されるイベント「お〜いお茶 わたしの街の未来の桜プロジェクト」に、本市出身でみやこんじょ大使を務める温水洋一氏をゲストとして派遣するものである。 本業務実施にあたっては、温水洋一氏のスケジュール管理やイベント当日の役割に関する調整を行う必要があるため、温水洋一氏のマネジメントを行っている事業者である必要がある。 上記事業者は温水洋一氏が所属している会社であり、同氏のマネジメントを行っている。 以上の理由により、契約の相手方は上記事業者に特定されるため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年3月8日
契 約 金 額	602,340円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	パブリックビューイング運営業務委託
案 件 の 概 要	カーネクスト 2023 ワールド・ベースボール・クラシックにおいて、パブリックビューイングを実施する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社 宮崎放送
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、カーネクスト 2023 ワールド・ベースボール・クラシックに本市ゆかりの選手が代表に選出されていることから、対外的PR、郷土愛の醸成及びスポーツの振興を目的とし、まちなか広場を会場として当該大会の東京プール（1次ラウンド4戦及び準々決勝）のパブリックビューイングを実施する業務を委託するものである。</p> <p>本業務履行に当たっては、上映に必要な機材や通信環境を整備するとともに、パブリックビューイング事務局が示すガイドラインを遵守し、上映のできないコマーシャル部分のカット作業など、高度な技術を要するため、同様の業務の履行実績があることが望ましい。</p> <p>また、通信環境の構築については、通信速度及び安定性の観点から、有線LANとすることが望ましく、設置後は1次ラウンド実施期間中は撤去しないため、上映時間外においても定期的に適切な管理を行う必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は、同種業務の実施経験が豊富であり、また、事業所がイベント会場に隣接しているため、事業所の既設回線から有線LANを整備し、常時その管理を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、本業務を最も適切に履行することができる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月8日
契 約 金 額	2, 4 0 1, 8 5 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 高崎産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	単災測 第4号 温水地区法定外道路外用地測量業務委託
案 件 の 概 要	令和4年9月18日から19日にかけて襲来した台風14号の影響による道路と排水路の災害復旧工事に伴う用地測量業務を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市高崎町大牟田1304番地2 [ 名 称 ] 有限会社 中央測量
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本業務は令和4年9月18日から19日にかけて襲来した台風14号により発生した道路・排水路の災害復旧工事に伴う用地測量業務委託である。</p> <p>法定外道路（温水地区・山下河地区）の路肩部分が崩壊し、通行出来ない状況であり、排水路（境ヶ谷地区）も法面が崩壊して通水に支障があり、早急に対処しなければ、さらなる崩壊が進行してしまう可能性が高くなり、市民生活に多大な影響を及ぼしてしまう。</p> <p>上記事業者は前工程である測量設計業務を受注しており、本業務の用地測量業務の方針を十分理解しているため、現地調査の時間及び費用を最小限度に抑えて本業務を行うことが出来る。また、業務区域の地権者に認知されており、土地境界をめぐるトラブル等の事情に精通しているため、前工程の業務内容を含む具体的な説明や再測量等に速やかに対応できる。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月9日
契 約 金 額	1, 3 6 4, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

		番号	67
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)		
契 約 案 件 名	5 5 号 車 (宮 崎 800 は 894) P T O ・ ト ラ ン ス ミ ッ シ ョ ン 一 式 取 替 修 繕		
案 件 の 概 要	5 5 号 車 (宮 崎 800 は 894) の P T O (原 動 機) 駆 動 ギ ア 破 損 に 伴 い 連 動 機 械 で あ る ト ラ ン ス ミ ッ シ ョ ン 内 部 駆 動 ギ ア の 故 障 に 伴 い、 関 係 部 品 の 全 交 換 が 必 要 に な っ た も の		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都 城 市 都 北 町 7 4 6 7 [名 称] 有 限 会 社 丸 和 建 機 サ ー ビ ス		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 環境業務課所管の55号車(宮崎800は894)(メーカー:新明和)が、PTO(原動機駆動装置)の作動時に異音が発生したため、上記事業者に緊急持ち込みを行った。修理工場にて脱着解体を行なったところ、PTO部分の故障のみならず、関連部分へも影響が広がっていることが判明し、トランスミッションの全ての部品において交換が必要となった。 この車両は、特定中型塵芥車両(5.1t最大積載量)であり、主に遠隔地収集や多量収集を要する現場で使用しており、早急に修理をしないと、収集運搬業務に支障が生じ、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。 車両については、現在原因究明のため対象箇所を解体した状態であり、そのまま修理する方が安価で迅速に作業を行える。 また、上記事業者はメーカーと日頃から連携しており、部品の納品が他社より早い。 さらに、上記事業者は当課の車輛も含め、これまでも相当数の特殊車輛の修繕実績があり、修理技術も高く、本案件の確実な履行が見込まれる。 以上の理由から、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和5年3月13日		
契 約 金 額	862,312円		

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	都城市災害廃棄物収集運搬業務委託
案 件 の 概 要	台風14号により発生した災害廃棄物等について、災害廃棄物収集運搬業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭1丁目116番1 [名 称] 一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>9月18、19日に襲来した台風14号により、床上浸水被害等で大量の災害廃棄物が発生し、その災害廃棄物が集積場に大量に搬入された。</p> <p>集積場は、市営墓地の駐車場を利用しており、長く放置すれば、墓地を利用する人たちの危険と不法投棄の問題も発生する恐れがあるため、早急に搬出処理する必要がある。</p> <p>上記事業者とは、災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結しており、災害廃棄物の処理についても専門的な知識と経験を有している。また、令和4年9月21日から令和5年2月10日の期間で、同様の収集運搬業務委託を請け負った実績があることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月13日
契 約 金 額	1,024,789円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館 防火シャッターバッテリー修繕
案 件 の 概 要	都城市立図書館の防火シャッターバッテリーを修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市東開町5-13 [名 称] 三和シャッター工業株式会社 鹿児島統括営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市立図書館（以下「本図書館」という。）の防火シャッターバッテリーに不具合が発生しているため、バッテリーの交換を行うものである。</p> <p>防火シャッターバッテリーは、火災時に万が一常用電源が切れた場合に防火シャッターに電源を供給し、シャッターを降下させる役割を担っているが、本バッテリーが使用できない場合、火災時に防火シャッターが降下せず、延焼を防止できなくなる恐れがある。</p> <p>上記事業者は、現在、本図書館の防火シャッター等の保守点検業務を受託している。仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、防火シャッターに故障が生じたときに速やかな対応が行えず、災害発生時に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月15日
契 約 金 額	607,244円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 環境森林部 環境施設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザ 雑用空気圧縮機取替修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの雑用空気圧縮機取替の修繕
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号 [ 名 称 ] 極東開発工業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、施設内のエアを動力とする機械（エアシリンダー等）に圧縮空気を送り込む機械の取替を実施し、施設内の動力を確保するための修繕である。</p> <p>これらの機械設備は上記事業者の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備である。</p> <p>このため、仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復に支障が生じる可能性が高く、修繕後の装置についても上記事業者のメーカー保証を受けられない懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月17日
契 約 金 額	3, 8 5 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	青井岳荘渡り廊下外解体撤去業務委託
案 件 の 概 要	青井岳荘渡り廊下外の解体撤去業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市高城町石山4195番地 [ 名 称 ] 都城ぼんち地域振興株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、青井岳荘渡り廊下外の解体撤去業務を委託するものである。</p> <p>当該施設は、令和5年4月1日より、民間事業者への譲渡が決定しているが、増設した構造物については木造であり、かつ屋外にあるため、老朽化が著しく、それに伴い一部には木材は腐食が発生しているため、倒壊等の危険性を除去するためにも、早急に解体及び撤去による対応が必要である。</p> <p>その中で、当該施設においては、上記事業者が指定管理者であり、施設の管理を行っていることから、業務の履行に当たって正確かつ的確で迅速な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月17日
契 約 金 額	810,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 教育委員会 学校教育課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	令和4年度校務用コンピューター一式賃貸借
案 件 の 概 要	来年度当初時点で必要となる校務用パソコンの緊急調達を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都 城 市 花 繰 町 2 0 号 8 番 地 [ 名 称 ] 株 式 会 社 シ ス テ ム ・ ナ イ ン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  本案件は、学校教職員の校務用パソコンを賃貸借するものである。 校務用パソコンは増員配置される教職員全てに年度当初には用意する必要があるが、昨今のPC関連部品不足による調達期間の大幅増を鑑み必要な納品期間を確保すると、競争入札に付する時間がない。 そのため、競争入札に代え、当該4者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年3月17日
契 約 金 額	9, 0 6 1, 8 0 0 円



## 令和5年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 山之口総合支所 産業建設課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	山之口総合支所複合施設整備事業 多目的広場修正設計業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、新たに山之口総合支所に隣接する土地を購入し整備するために令和3年度に発注した設計業務の一部を修正するものである。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市中原町6街区7号 [ 名 称 ] 株式会社 都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和3年度に発注した「山之口総合支所複合施設整備事業多目的広場設計業務委託」（以下、「設計業務」という）の一部を修正し再設計する業務である。</p> <p>現在、山之口総合支所整備工事を行っているところであるが、隣接する土地を敷地として追加購入し駐車場として整備することとなり、それに伴い芝生広場の面積など設計内容の修正を行う必要が生じた。</p> <p>上記事業者は、令和3年度設計業務の受注者であり、設計内容を熟知していること、現場条件や設計条件を理解していることから、本業務を適切かつ確実に実施できる最適な事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月20日
契 約 金 額	925,100円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	仮想デスクトップ構築業務委託
案 件 の 概 要	マイナンバー利用事務系での仮想デスクトップを構築するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、マイナンバー利用事務系での仮想デスクトップを構築するものである。</p> <p>対象となる仮想デスクトップ及びネットワークは、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、仮想デスクトップに関する専門知識を有することや運用を予定している市のネットワーク設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、上記事業者が委託作業を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。</p> <p>また、仮に他の事業者が当該構築作業を履行した場合、新たな費用の発生や機器連携障害等の可能性、さらに障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月24日
契 約 金 額	2, 255, 330円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線修繕
案 件 の 概 要	機構改革に伴う電話・コンセント・LAN配線の修繕を行う
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。</p> <p>この点、上記事業者は、本庁舎における電話回線の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。</p> <p>また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月28日
契 約 金 額	2, 7 2 2, 5 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 地域振興部 市民課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市マイナンバーカード普及促進事業用 QUOカード
案 件 の 概 要	マイナンバーカードを初めて取得した市民並びにカードを所持している転入者に交付するQUOカード（1人あたり5,000円）を3,000枚購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 東京都中央区日本橋本町2-4-1 日本橋本町東急ビル内 [ 名 称 ] 株式会社クオカード
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 マイナンバーカードの普及を更に促進させることを目的とし、マイナンバーカードを初めて取得する市民等にQUOカード交付する都城市マイナンバーカード普及促進事業が11月1日から実施されている。マイナンバーカード申請において、国の普及促進事業が2月で終了することに伴い申請者が急増しており、市が交付するQUOカードを追加購入する必要が出てきた。 QUOカードは株式会社クオカードが発行するプリペイドカードであり、大量のQUOカードを一括で早急に調達する必要があるため、代理店では対応ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年3月29日
契 約 金 額	2, 5 0 0, 0 0 0 円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 (直通)
契 約 案 件 名	公園管理第6号 市内各公園植栽管理業務委託
案 件 の 概 要	市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都島町155番地3 [名 称] 都城造園協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各公園の植栽管理業務、巡視業務及び補修等業務（施設・遊具点検、樹木点検等）を行ふものである。</p> <p>本業務の履行箇所は、市内全域の約200箇所と広範囲にわたる。また、公園管理業務の中でも、住民からの苦情要望等が最も多い植栽管理の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。</p> <p>そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。</p> <p>さらに、本業務の実施に当たっては、多くの現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。</p> <p>以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月29日
契 約 金 額	68,750,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 土木部 道路公園課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 7 5 ( 直 通 )
契 約 案 件 名	街路管理第2号 市内各街路植栽管理業務委託
案 件 の 概 要	市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を行うもの
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市都島町155番地3 [ 名 称 ] 都城造園協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各街路の植栽管理業務及び巡視業務（施設点検、樹木点検等）を委託するものである。</p> <p>本業務は、履行箇所が40.7kmと広範囲にわたる。また、街路管理の中でも、住民からの苦情要望等が最も多い植栽管理の分野の業務であるため、本業務には迅速な対応が求められる。</p> <p>そのため、管理・連絡体制整備の観点から、管理業務と巡視業務の委託先を一元化することが望ましい。</p> <p>さらに、本業務の実施に当たっては、多くの現場経験があり、的確な状況把握及び判断が可能であること並びに作業に応じた必要人員の確保及び優れた機動力が必要である。</p> <p>以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が可能である唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月29日
契 約 金 額	74,250,000円

## 令和5年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[ 部 課 等 名 ] 商工観光部 みやこんじょPR課 [ 電 話 番 号 ] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	母智丘公園路肩修繕
案 件 の 概 要	母智丘公園の道路について、路肩のアスファルト陥没の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 ] 都城市庄内町7373番地1 [ 名 称 ] 有限会社 日翔建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、母智丘公園の道路について、路肩のアスファルト陥没の修繕を行うものである。</p> <p>母智丘公園内の道路路肩のアスファルトが陥没していることが、3月半ばに判明した。現在カラーコーンで周囲を囲み被害がないよう囲っている状況である。</p> <p>桜の見頃の時期であるため、花見客の往来が多く、また、山道であることによる道路幅の狭さより通行に支障が出ている状態である。</p> <p>そのため、危険の除去及び市民サービスの低下を防ぐためにも、早急な修繕が必要である。</p> <p>上記事業者は、今回の路肩のアスファルト陥没の現地調査を行っており、山の斜面である等現場の現状を熟知している。</p> <p>また、桜の見ごろを迎え、より通行量が増えるため早急な施工が必要となるが、上記事業者はスムーズな施工が見込める。</p> <p>以上の理由により、本業務を適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月30日
契 約 金 額	594,000円